

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

広島県規則第二号

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

広島県農業協同組合法施行細則（平成十八年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第19号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">農業経営規程設定（変更）承認申請書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 設定する場合 (1) — (3) (略)</p> <p>2 変更する場合 (1) — (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>様式第19号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">農業経営規程設定（変更）承認申請書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 設定する場合 (1) — (3) (略) <u>(4) 次のいずれかの書類</u> ア 農業協同組合法第11条の50第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する書類 イ 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては、同条第6項の規定による決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類及び同条第8項の規定による組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思が無いことを証する書類 <u>(5) 農業協同組合連合会の場合にあっては、農業協同組合法第11条の50第9項の規定による決議を行った組合の総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本</u></p> <p>2 変更する場合 (1) — (3) (略) <u>(4) 次のいずれかの書類</u> ア 農業協同組合法第11条の50第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する書類 イ 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては、同条第6項の規定による決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類及び同条第8項の規定による組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思が無いことを証する書類 <u>(5) 農業協同組合連合会の場合にあっては、農業協同組合法第11条の50第9項の規定による決議を行った組合の総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本</u></p> <p>3 (略)</p> <p>注 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則による様式でしている申請その他手続きは、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則による様式でした申請その他手続きとみなす。